

特別研究員の皆様

この度、当会特別研究員の皆様に向けて手配しております「傷害保険」について、改めてその補償内容をお伝えし、保険金請求漏れが無いかが確認いただきたくお知らせいたします。ついては以下詳細をご確認いただきますようお願いいたします。

日本学術振興会特別研究員は東京海上日動火災保険株式会社の総合生活保険・傷害補償（以下、「本保険」といいます）に加入しています。本保険は、**日常生活によりおったケガ（急激かつ偶然な外来の事故によるケガに限ります）、そして特定感染症を 24 時間補償**します。

以下に本保険についての概要を記載しておりますので、**事故によりケガをおった場合、特定感染症（※）に罹患し療養された場合は、本案内に従って保険請求の手続きを速やかに行っていただきますようお願いいたします。**

また、以下の通り各補償内容詳細及び新型コロナウイルスに罹患し療養された場合におけるポイントもまとめております。**改めて保険金請求漏れが無いかが自身にてご確認ください、保険金支払要件に該当するか判断がつかない場合も含め、本案内下部に記載のある連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。**

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または政令によりこれらの感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいう。実際に保険金を支払う対象となる特定感染症は、発病日時点で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている一類感染症、二類感染症、三類感染症または政令により、これらの感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症とする。

1. 補償内容

■ 死亡保険金

事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金の全額（**2,000 万円**）をお支払いします。

■ 後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金の 4%～100%（**80 万円～2,000 万円**）をお支払いします。

■ 入院保険金

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合、入院保険金日額（**4,000 円**）に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。

■ 手術保険金

治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表により手術料の算定対象として列举されている手術、または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合、入院保険金日額（**4,000 円**）の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。

■ 通院保険金

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます）された場合、通院保険金日額（**1,000 円**）に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。

■ 特定感染症危険補償特約

特定感染症を発病したことにより、発病の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、入院された場合、もしくは通院された場合、状態に応じて保険金（上記死亡後遺障害・入院規定に準ずる）をお支払いします。

2. 本保険に関する Q&A

■一般的な補償内容について

Q.1 海外で起きた事故によって入院・通院した場合も補償対象となりますか？

A.1 補償対象となります。日本で発生した事故と同様の損害サービス対応をさせていただきます。

Q.2 実際に入院・通院した治療実費が補償されるのでしょうか？

A.2 実費ではなく、入院・通院保険金額日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。

Q.3 一般的な自動車保険や傷害保険の特約として「個人賠償責任補償特約（日本国内外で他人を死亡・ケガさせたり、他人の財物を壊して法律上の賠償責任保険を負う場合に、保険金をお支払いする）」があると思いますが、今回の保険にも付帯されているのでしょうか？

A.3 付帯されていないため、日本国内外で他人を死亡・ケガさせたり、他人の財物を壊して法律上の賠償責任保険を負った場合、本保険では対応できません。しかし、ご自身にて加入されている自動車保険や傷害保険、火災保険の特約として付帯されている可能性がございます。その場合はそちらの保険にて対応可能でございます。

Q.4 自身で加入している傷害保険があります。どちらも補償対象となる事故が発生した場合、どちらの保険契約からも保険金を受け取ることはできますか？

A.4 受け取り可能です。

■特定感染症危険補償特約について

Q.1 新型コロナウイルス感染症と診断され、「自宅療養もしくはホテル等の臨時施設で療養」となった場合も、保険金は支払われますか？

A.1 2025 年 4 月 1 日時点ではお支払いの対象ではありません。新型コロナウイルスが、発病日時点で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている一類感染症、二類感染症、三類感染症または政令により、これらの感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症とされれば対象となります。

3. 事故があった際の対応方法

事故があった場合は、証券番号：**Y211015970**を控え、下記のとおり対応してください。

■ 傷害・特定感染症の場合

- ①お近くの医療機関にて受診ください。
- ②特別研究員のご本人様より下記窓口まで事故のご報告を実施してください。
- ③保険会社にて契約確認、初期対応、保険金請求書類の発送を行います。
- ④特別研究員のご本人様にて保険金請求書をご記入いただき、必要書類と合わせて保険会社へ送付ください。
- ⑤保険金を算出し、お支払いの手続きを行います。

■ 死亡事故の場合

- ①ご遺族様から下記窓口までご報告を実施してください。
- ②保険会社にてご遺族様情報等を確認します。
- ③保険会社から保険金請求に必要な手続きのご案内と、保険金請求書類の発送を行います。
- ④ご遺族様にて保険金請求書をご記入いただき、必要書類と合わせて保険会社へ送付ください。
- ⑤保険金を算出し、お支払いの手続きを行います。

4. 事故受付先・照会先

事故があった際、ご不明な点やお困りのことがある場合には、下記窓口までご連絡ください。

■ 事故に関するお問い合わせ窓口

事故受付センター（東京海上日動安心 1 1 0 番）

受付時間：24 時間 365 日

TEL：0120-720-110

■ 契約内容に関するお問い合わせ窓口

JAM 保険センター

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-6-6 プルミエ麹町ビル 7 階

TEL：03-6380-9122 / FAX：03-6893-6500

Mail：hoken@biyouiryou.jp

■ 引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社（担当課）千葉支店 営業課

〒260-0031 千葉県千葉市中央区新千葉 1-4-3

WESTRIO 千葉フコク生命ビル 11 F

TEL：043-301-7740 / FAX：043-301-7741